

坂 町

第10期高齢者保健福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6(2024)年～令和8(2027)年

《 概要版 》



本計画の基本理念

高齢者が住み慣れた地域で健康で
安心して暮らせるまち さか

令和6(2024)年3月
坂 町

計画策定の趣旨

本町では、前計画の計画期間の満了に伴い、「坂町第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定し、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの更なる推進に向け、多様なニーズに応じた高齢者福祉、介護保険サービス等の充実に努め、全ての人にとって暮らしやすい社会を目指して必要な施策を展開します。

計画期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。令和8(2026)年度に、それまでの取組の評価・見直しを行い、令和9(2027)年度からの第10期計画(次期計画)につなぎます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
坂町 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画(本計画)			第10期計画(次期計画)		
			評価 見直し		↑	評価 見直し			評価 見直し

団塊の世代が
後期高齢者に

計画の位置付け

本計画は、上位の行政計画である「坂町第5次長期総合計画」(令和2年度～令和11年度)の方針に沿って策定するとともに、福祉の上位である「地域福祉計画」、そして関連する他の分野別計画と整合を図るものとします。

【上位計画】

坂町第5次長期総合計画(令和2(2020)年度～令和11(2029)年度)



地域共生社会の実現

第1次 坂町福祉のまちづくり計画 (坂町地域福祉計画・坂町地域福祉活動計画)

【高齢者】 (本計画)

・高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画

【障害者】

・障害者計画
・障害福祉計画
・障害児福祉計画

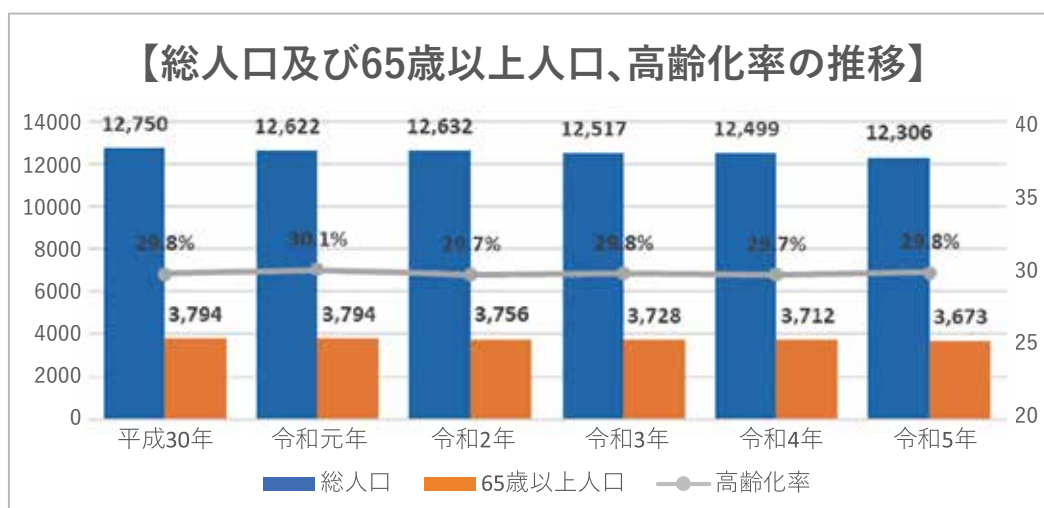
【子ども】

・子ども・子育て支援
事業計画

【全住民】

・健康さか21

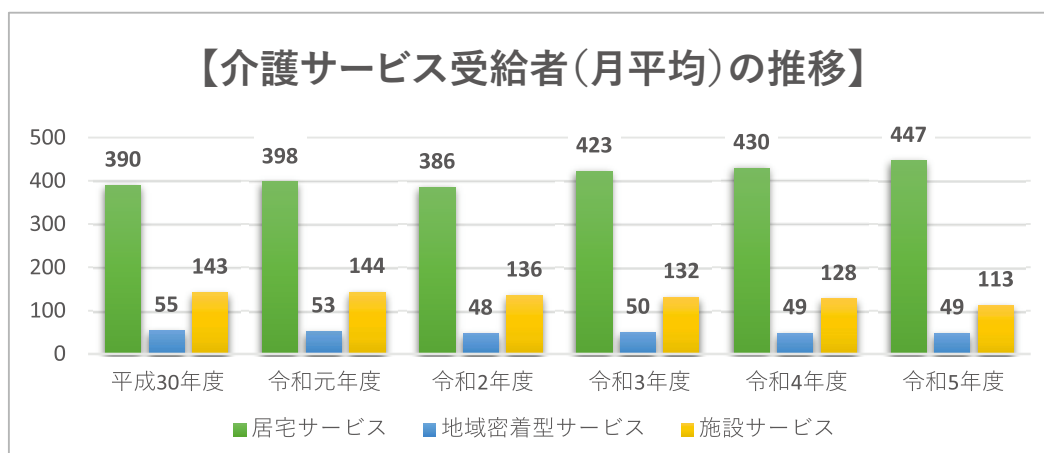
坂町の高齢者を取り巻く現状



本町の総人口は微減、微増を繰り返し、ほぼ横ばいとなっていますが、65歳以上人口は令和3（2021）年をピークに減少傾向となっており、高齢化率はほぼ横ばいとなっています。



要介護（要支援）度別認定者数は、令和2（2020）年を境に増加傾向となっています。特に、要介護1及び要介護2の認定者数が増加傾向となっています。



本町の介護サービス受給者数（月平均）は、居宅サービスでは増加傾向となっていますが、地域密着サービスは微減傾向、施設サービスは減少傾向となっています。

計画の基本理念と施策体系

前計画において、「高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるまち さか」という基本理念を掲げ、様々な取組を進めてきました。この基本理念は「坂町第5次長期総合計画」の方針にもつながるものであり、本計画でも高齢者福祉及び介護保険施策の充実と持続可能な取組の推進を目指すことから、前計画の基本理念を継承するものとします。

●基本理念●

高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるまち さか

◆◆ 基本目標 ◆◆

- ◎ 住み慣れた地域で、人々の絆で、健康で安心して暮らせるしくみのあるまち
- ◎ 地域の支え合いで、高齢者が尊厳を持って生活するまち
- ◎ 必要な介護サービスを適切な保険料でいつでも受けることのできるまち
- ◎ 健康で生きがいを持ち、高齢者が活躍するまち

●地域包括ケア体制をめざした施策体系●

【 基本目標 】

住み慣れた地域で、
人々の絆で、健康で安
心して暮らせるしく
みのあるまち

地域の支え合いで、高
齢者が尊厳を持って
生活するまち

必要な介護サービス
を適切な保険料でい
つでも受けることの
できるまち

健康で生きがいを持
ち、高齢者が活躍す
るまち

【 基本施策 】

地域包括ケアシステムの
深化・推進

認知症対策の充実

持続可能な介護保険制度
の運営

高齢者の安心と生きがい
づくりの推進

【 施策の展開 】

- (1) 地域包括ケアシステムの推進体制の整備
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 地域包括支援センターの更なる機能強化と充実

- (1) 認知症の支援体制の充実
- (2) 認知症の人にもやさしいまちづくりの推進

- (1) 介護保険事業の適正な運用
- (2) サービス提供体制の確保

- (1) 生活支援サービスの推進
- (2) 社会参加と健康づくりの推進
- (3) 権利擁護の推進

基本施策の推進

《基本目標》住み慣れた地域で、人々の絆で、健康で安心して暮らせる しくみのあるまち（本編41ページ）

基本施策：地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和7(2025)年が近づく中で、さらに、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターの機能強化や、医療や介護、生活支援等のサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

施策の展開	主な取組の内容
(1)地域包括ケアシステムの推進体制の整備	・ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 ・ 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 ・ 生活支援体制整備の推進 ・ 保健・福祉の総合相談窓口の設置
(2)在宅医療・介護連携の推進	・ 在宅医療・介護連携推進事業の推進 - 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議 - 在宅医療・介護連携支援窓口の運営等 - 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援 - 在宅医療・介護関係者の研修 - 町民への普及啓発
(3)地域包括支援センターの更なる機能強化と充実	・ 地域包括支援センター機能の充実 - 総合相談支援の強化 - 介護予防ケアマネジメントの充実

《基本目標》地域の支え合いで、高齢者が尊厳を持って生活するまち（本編53ページ）

基本施策：認知症対策の充実

認知症対策については、認知症を正しく知ってもらう啓発活動をはじめ、発症予防に向けた取組の推進や、早期発見、早期対応、適切な医療、介護等のサービスの確保、家族への支援体制等の構築など、進段階に応じた適切な対応が必要です。

認知症サポーターの養成やその活動の充実を図るとともに、地域で見守る体制の構築図り、認知症の予防とケア対策を推進します。

施策の展開	主な取組の内容
(1)認知症の支援体制の充実	・ 認知症初期集中支援推進チーム ・ 認知症地域支援推進員 ・ 認知症ケアパスの普及・活用
(2)認知症の人にもやさしいまちづくりの推進	・ 認知症サポーター等の養成強化 ・ 認知症サポーターのフォロー体制 ・ 認知症カフェの展開 ・ 高齢者安心見守りネットワークの構築

《基本目標》 必要な介護サービスを適切な保険料でいつでも受けることのできるまち（本編58ページ）

基本施策：持続可能な介護保険制度の運営

要介護認定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検の3事業を行い、介護給付の是正に取り組んでいます。

介護サービスの質の向上により、要介護者の状態像の改善を図り、生活の質を上げていくことにより、高齢者が生きがいを持って生活していくことのできる環境を提供します。

施策の展開	主な取組の内容
(1)介護保険事業の適正な運用	・ 主要3事業の適正な取組 要介護認定の適正化 ケアプランの点検 縦覧点検・医療情報との突合
(2)サービス提供体制の確保	・ サービスの質の向上 ・ サービス事業者の指導・監査 ・ 介護人材の確保 ・ 自然災害・感染症対策の推進

《基本目標》 健康で生きがいを持ち、高齢者が活躍するまち（本編62ページ）

基本施策：高齢者の安心と生きがいづくりの推進

要介護・要支援者等に対する在宅支援の制度の周知を行うとともに、ニーズを的確に把握し、効果的な日常生活支援サービスの充実を図ります。

施策の展開	主な取組の内容
(1)生活支援サービスの推進	・ 高齢者福祉サービスの充実 配食サービス事業の推進 緊急通報装置設置事業の利用促進 家族介護用品支給事業による支援 ・ ボランティアによる生活支援サービス
(2)社会参加と健康づくりの推進	・ 高齢者の多様な生きがい活動への支援 生涯学習の推進 生涯スポーツの推進 世代間交流の促進 ・ 生活習慣病予防事業 健康診査・がん検診事業 生活習慣病予防相談事業 健康教室
(3)権利擁護の推進	・ 高齢者の権利を守る成年後見制度の利用促進 ・ 高齢者虐待防止対策の推進

介護保険事業に関する将来推計

第1号被保険者数の推計

第9期では、第1号被保険者である65歳以上の高齢者数は減少しますが、後期高齢者である75歳以上の高齢者数は増加することが見込まれます。

総人口に対する後期高齢者の割合は、令和3年度の16.7%が、令和8年度には19.4%となることが見込まれます。

年 度	第8期			第9期（推計）			（単位：人）
	令和3年 （実績）	令和4年 （実績）	令和5年 （実績見込）	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
総人口	12,505	12,428	12,351	12,274	12,197	12,103	10,769
65～69歳	700	671	645	616	588	605	901
70～74歳	1,046	985	923	862	801	770	822
75～79歳	775	800	826	852	877	828	594
80～84歳	594	620	645	669	695	723	498
85～89歳	408	407	405	404	403	423	453
90歳以上	308	321	334	346	360	369	623
高齢者数	3,831	3,804	3,778	3,749	3,724	3,718	3,891
高齢化率	30.6%	30.6%	30.6%	30.5%	30.5%	30.7%	36.1%
75歳以上人口	2,085	2,148	2,210	2,271	2,335	2,343	2,168
75歳以上比率	16.7%	17.3%	17.9%	18.5%	19.1%	19.4%	20.1%

資料：国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」を基本にした「見える化」システム

要介護（要支援）認定者数の推計

要介護等認定者数は増加傾向となっており、第9期の最終年度である令和8年度で723人と、第9期はじめの令和6年度の712人に比べ、1.5%以上増加することが見込まれます。

年 度	第8期			第9期（推計）			（単位：人）
	令和3年 （実績）	令和4年 （実績）	令和5年 （実績見込）	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
計	675	676	707	712	717	723	844
要支援1	54	56	53	54	56	57	67
要支援2	104	99	119	121	121	123	130
要介護1	111	110	122	123	124	126	147
要介護2	136	136	154	154	155	155	178
要介護3	105	119	120	120	120	120	152
要介護4	97	104	82	83	83	85	103
要介護5	68	52	57	57	58	57	67

資料：国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」を基本にした「見える化」システム

保険料の推計

第1号被保険者の保険料収納必要額は、標準給付額の第1号被保険者負担分に調整交付金見込額を減じて算出され、第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）の保険料収納必要額の合計は、準備基金から21,900,000円を取り崩した額を含めて、811,113,000円となります。保険料基準月額は次の方法で算出され、本町の第1号被保険者保険料基準月額は6,100円となります。

保険料収納必要額 (L) 811,113,000円	÷	予定保険料収納率 (M) 99.72%	÷	所得段階別加入割合補正後 被保険者数(N) 11,112人	÷12＝	第1号被保険者保険料 基準月額 6,100円
--	---	----------------------------------	---	--	------	-------------------------------------

所得段階及び保険料基準額の一覧表

第9期においては、国の基準を踏まえ、13段階の保険料とします。

対象者			年額保険料
第1段階	生活保護を受けている者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている者、又は本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の者	基準額 × 0.455 (基準額 × 0.285)	33,306 円 (20,862 円)
第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円超 120 万円以下の者	基準額 × 0.685 (基準額 × 0.485)	50,142 円 (35,502 円)
第3段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 120 万円超の者	基準額 × 0.690 (基準額 × 0.685)	50,508 円 (50,142 円)
第4段階	本人が町民税非課税で、世帯の中に町民税課税者がいる者で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の者	基準額 × 0.900	65,880 円
第5段階 (基準額)	本人が町民税非課税で、世帯の中に町民税課税者がいる者で、第 4 段階に該当しない者	基準額 × 1.000	73,200 円
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の者	基準額 × 1.200	87,840 円
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の者	基準額 × 1.300	95,160 円
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の者	基準額 × 1.500	109,800 円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の者	基準額 × 1.700	124,440 円
第10段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の者	基準額 × 1.900	139,080 円
第11段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の者	基準額 × 2.100	153,720 円
第12段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の者	基準額 × 2.300	168,360 円
第13段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 720 万円以上の者	基準額 × 2.400	175,680 円

※カッコ内は低所得者保険料軽減後の割合【最終乗率】

坂町 第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 《 概要版 》

発行日 令和 6（2024）年 3 月

発行者 坂町役場 民生部 保険健康課

住 所 〒731-4393

広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号

Tel 082-820-1504 Fax 082-820-1521